

○ 6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業交付要綱（令和2年1月30日付け元食産第4502号農林水産事務次官依命通知） 新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（交付の対象及び交付率）</p> <p>第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、事業実施主体（実施要綱第4に掲げる要件を満たす者をいう。以下同じ。）が実施要綱に基づいて行う下記に掲げる事業（以下「交付事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象事業費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>2 交付対象事業費の区分及びこれに対する交付率は、以下のとおりとする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 交付率</p> <p>ア 施設等整備事業及び効果促進事業のうち、輸出先国の規制等への対応を行うため、事業実施計画（実施要綱第7第1項に定める事業実施計画をいう。以下同じ。）において以下の（ア）から（ウ）までに定める輸出向け HACCP 等の認定・認証を取得等する場合（既に輸出向け HACCP 等の認定・認証を取得している事業者が、認定・認証範囲の追加等を行う場合を<u>含む</u>。）<u>及び（エ）に定める対応を行う場合</u>にあつては、交付対象事業費の1/2以内とする。</p> <p>（ア）・（イ） [略]</p> <p>（ウ）上記（ア）又は（イ）に定める輸出向け HACCP 等の認定・認証を既に取得している事業者であり、事業実施計画において以下の a から <u>d</u> までに定める認定・認証範囲の追加等を行う場合</p> <p>a～c [略]</p> <p><u>d 既に取得した認定・認証を維持しつつ、当該認定・認証品目等に係る機器整備などを行う場合</u></p> <p><u>（エ）輸出先国における検疫や添加物等の認定・認証の取得等を伴わない規制への対応を行う場合</u></p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>（申請手続）</p> <p>第4 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、都道府県知事及び<u>輸出・国際局長</u>が認める団体（以下「都道府県知事等」という。）は、交付決定者（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を管轄する地方農政局長、<u>輸出・国際局長</u>が認める団体にあつては大臣。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>（交付の対象及び交付率）</p> <p>第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、事業実施主体（実施要綱第4に掲げる要件を満たす者をいう。以下同じ。）が実施要綱に基づいて行う下記に掲げる事業（以下「交付事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象事業費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>2 交付対象事業費の区分及びこれに対する交付率は、以下のとおりとする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 交付率</p> <p>ア 施設等整備事業及び効果促進事業のうち、輸出先国の規制等への対応を行うため、事業実施計画（実施要綱第7第1項に定める事業実施計画をいう。以下同じ。）において以下の（ア）から（ウ）までに定める輸出向け HACCP 等の認定・認証を取得する場合（既に輸出向け HACCP 等の認定・認証を取得している事業者が、認定・認証範囲の追加等を行う場合を<u>含む</u>）にあつては、交付対象事業費の1/2以内とする。</p> <p>（ア）・（イ） [略]</p> <p>（ウ）上記（ア）又は（イ）に定める輸出向け HACCP 等の認定・認証を既に取得している事業者であり、事業実施計画において以下の a から <u>c</u> までに定める認定・認証範囲の追加等を行う場合</p> <p>a～c [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>（申請手続）</p> <p>第4 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、都道府県知事及び<u>食料産業局長</u>が認める団体（以下「都道府県知事等」という。）は、交付決定者（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を管轄する地方農政局長、<u>食料産業局長</u>が認める団体にあつては大臣。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>

(交付申請書の提出期限)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、北海道農政事務所長、内閣府沖縄総合事務局長、地方農政局長又は輸出・国際局長が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第6 交付決定者は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事等に対しその旨を通知するものとする。

2 第4第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(状況報告)

第11 都道府県知事等は、交付事業の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別記様式第3号により交付金遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第4号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって遂行状況報告書に代えることができる。

2 交付決定者は、前項による報告のほか、交付事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対して当該交付事業の遂行状況の報告を求めることができる。

(交付決定の取消等)

第15 交付決定者は、第8第1項第2号の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1)～(6) [略]

2・3 [略]

4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第14第3項(括弧書きを除く。)の規定を準用する。

(財産の処分の制限)

第17 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2・3 [略]

4 前項の承認については、第16第2項の規定を準用する。

(交付金の経理)

第19 都道府県知事等は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

(交付申請書の提出期限)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第6 交付決定者は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事等に対しその旨を通知するものとする。

2 第4第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る1による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(状況報告)

第11 都道府県知事等は、交付事業の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別記様式第3号により交付金遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第4号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって遂行状況報告書に代えることができる。

2 交付決定者は、1による報告のほか、交付事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対して当該交付事業の遂行状況の報告を求めることができる。

(交付決定の取消等)

第15 交付決定者は、第8第1項第2号の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1)～(6) [略]

2・3 [略]

4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第3項の規定を準用する。

(財産の処分の制限)

第17 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2・3 [略]

4 前項の承認については、第17第2項の規定を準用する。

(交付金の経理)

第19 都道府県知事等は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 [略]
- 3 都道府県知事等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 [略]

別記様式第1号（第4関係）

[略]
様式
I～IV [略]
V 収支予算

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額) 円	前年度予算額 (又は本年度 予算額) 円	比較増減		備 考
			増 円	減 円	
1 交 付 の 金 2 そ の 他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額) 円	前年度予算額 (又は本年度 予算額) 円	比較増減		備 考
			増 円	減 円	
6 次産業化市場規模拡大対策整備交付金					注) 年 月 日
合 計					

(注) 事業実施主体に対し、間接交付金を交付している場合は、実績報告の際に備考欄に間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。

VI [略]

附 則

- この改正は、令和3年12月23日から施行する。
- 1による改正前の本要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

- 2 [略]
- 3 都道府県知事等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 [略]

別記様式第1号（第4関係）

[略]
様式
I～IV [略]
V 収支予算

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額) 円	前年度予算額 (又は本年度 精算額) 円	比較増減		備 考
			増 円	減 円	
1 交 付 の 金 2 そ の 他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額) 円	前年度予算額 (又は本年度 精算額) 円	比較増減		備 考
			増 円	減 円	
6 次産業化市場規模拡大対策整備交付金					注) 年 月 日
合 計					

(注) 事業実施主体に対し、間接交付金を交付している場合は、実績報告の際に備考欄に間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。

VI [略]